

## <原案>

### 前文

手話は言語です。

手話は、日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解しあうために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に守り続けてきました。

しかしながら、これまで手話は言語として認められず、手話が自由に使用できる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は多くの不便や不安、差別を感じながら生活をしてきました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。しかし、今なお一般には手話が言語であることの理解は不十分です。

市民全体に手話は言語であることの認識を広め、手話を必要とするすべての人々がいつでもどこでも自由に手話を使用できる地域社会を作り、すべての市民が安心して暮らすことができる静岡市となることをめざしこの条例を制定します。

### 政策法務的観点

「手話が言語であること  
の理解が不十分である」  
ことの客観的な根拠があるか(理解度等のデータ)  
客観的な事実(根拠)を  
踏まえた表現ができないか

## <最終案>

### 前文

手話は言語です。

手話は、日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解しあうために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に守り続けてきました。

しかしながら、これまで手話は言語として認められず、手話が自由に使用できる環境が整えられてこなかった歴史があります。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられました。しかし、ろう者は、今なお一般には手話が言語であることの理解は不十分と感じ、多くの不便や不安、差別を感じながら生活をしています。

手話を必要とする全ての人々がいつでもどこでも自由に手話を使用できる地域社会を作るためには、市民全体が手話は言語であるとの理解を深めることが求められています。

全ての市民が安心して暮らすことができる静岡市となることをめざしこの条例を制定します。

障害者基本法等の法律により整備はされてきているものの、これまでに手話は言語として認められず、手話が自由に使用できる環境が整えられてこなかった歴史があることから、ろう者は今なお手話が言語であることの理解が不十分であると感じており、不便や不安、差別を感じながら生活してきをしていることを根拠とする。

これに伴い、文章の構成も変更

<原案>

（目的）※第2回研究会において提示した案  
第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）  
第2条 …  
(1) ろう者 聴覚障害がある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。  
(2) 手話通訳者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第78条第1項の特に専門性の高い意思疎通支援を行う者のうち、手話通訳を行う者をいう。  
(3) 手話通訳者等 手話通訳者その他の手話に関わる者をいう。  
(4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

（基本理念）※第2回研究会において提示した案  
第3条 手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識し、手話を必要とする全ての市民が、いつでも自由に手話で意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。

研究会  
"ろう者"と明記してほしい  
政策法務的観点  
条例の内容や趣旨から、対象を具体的に記載するほうがよい  
※「ろう者をはじめとした全ての市民」では、障害者基本法レベルの対象者（障害種別関係ないすべての障害者）と読みとれてしまう  
**「ろう者及びびろう者以外の者」へ変更**

研究会  
第4号：学校に限らず児童教育等を含めて学校等としていただきたい  
その他：事業者の範囲は、経済活動を行っている団体だけでなく、日常的に反復・継続した活動をしている団体も想定されるため、定義に加えてほしい  
政策法務的観点  
条文に何度も記載される名称や誤解を生じる名称の場合に定義付けを行うもの。  
誤解を生む固有名詞でないこと、定義からはずしたとき、条文に影響を及ぼすことがないと判断できるため、定義付けする必要性がない。

政策法務的観点  
いつでも自由に手話による意思疎通ができるようにすることが可能か  
**いつでも自由に、完全に手話による意思疎通が可能になることは行政が保障できないが、目指すべき姿として必要があると考えられるため、前文に記載**

<最終案>

（目的）  
第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話△の理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者及びびろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）  
第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

・「手話通訳者」「学校」を削除  
※学校の定義については、再度検討中  
・「手話通訳者」を削除  
※第7条(施策の推進)第1項における「手話通訳者等」を「手話通訳者その他の手話に関わる者」へ記載変更  
・「事業者」の定義付けはしないが、第6条の逐条解説に範囲を追記

（基本理念）  
第3条 手話△の理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする全ての市民が、手話で意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、ろう者及びびろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。

<原案>

（市の責務）

第4条 市は基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及と、手話を必要とする全ての市民があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、必要な施策を実施するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

政策法務的観点

あらゆる場面で手話による意思疎通ができるようにすることが可能か

あらゆる場面で、完全に手話による意思疎通が可能になることは行政が保障できないが、目指すべき姿として必要があると考えられるため、前文に記載

政策法務的観点

市民に高いレベルの役割を求めているのではないか

市民が別の市民に対し、アプローチするように読み取れてしまうため、市民ひとりひとりが自ら取り組む内容が確実に伝わる記載を変更

政策法務的観点

事業者には法人もあるため、「理解を深める」という自然人を前提とするような表現は違和感がある。一方で、市の施策への協力については事業者についても入れるべき

指摘のとおり対応

<最終案>

（市の責務）

第4条 市は基本理念にのっとり、手話<sup>△</sup>の理解の促進及び手話の普及<sup>△</sup>のために、必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話<sup>△</sup>の理解を深めるとともに、手話<sup>△</sup>の理解の促進及び手話の普及<sup>△</sup>のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は基本理念にのっとり、手話<sup>△</sup>の理解の促進及び手話の普及<sup>△</sup>のための市の施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

## <原案>

（施策の推進）

第7条 市は第1条の目的の実現のために、次号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1)手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
  - (2)手話による情報の受信・発信、及び手話による意思疎通がしやすい環境づくりに関する施策
  - (3)手話による意思疎通支援体制の整備及び拡充に関する施策
  - (4)学校において児童、生徒及び教職員に対し手話を学ぶ機会を提供する施策
  - (5)前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 市は、前項に規定する施策を推進するため、方針を策定するものとする。
- 3 市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、前項の結果に基づいて、必要な見直しを行い、施策の推進に努める。

### 研究会

静岡市障がい者共生のまちづくり計画の中で検討する方がよい  
条例制定後に、行政が主導となって具体的な施策を検討する際、施策に落とし込みやすいルートとして障害者計画が有効

## <最終案>

（施策の推進）

第7条 …

- (3)手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充に関する施策  
…
- 2 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、前項に規定する施策について定め、これを実施するものとする。
- 3 市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者その他の手話に関わる者の意見を聴くものとする。

施策の進捗管理は、個別方針でなく「市障がい者共生のまちづくり計画」上で行う

理由：「まちづくり計画」で進捗管理することで、事業名だけでなく、計画期間における事業量や事業の進捗管理、効果測定ができる

## 研究会

障害者基本法の目的や理念を反映することについて、すでに同法律で謳われているため、言語やコミュニケーション場面に限定した、同法第3条第3項に特化した条例を制定してほしい



手話を使用することで偏見にさらされていたことや、手話による情報が得られず社会への参加がかなわないといった障壁が過去にあった事実を示すことができるため、障害者基本法第3条第1項から第3項すべてを反映した内容とする。

## <参考> 障害者基本法

### (目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがいのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (基本理念)

第3条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。